

○板橋区社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(平成15年7月7日区長決定)
(平成30年3月30日区長決定)
(平成31年3月22日区長決定)
(令和元年11月18日区長決定)
(令和2年10月22日区長決定)
(令和3年 3月18日部長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等又は他の事業者が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進並びに高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象サービス)

第2条 この事業の対象となるサービス（以下「対象サービス」という。）の種類は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく次に掲げるサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 訪問入浴介護
- (5) 訪問看護
- (6) 訪問リハビリテーション
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 短期入所療養介護
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (10) 夜間対応型訪問介護
- (11) 地域密着型通所介護
- (12) 認知症対応型通所介護
- (13) 小規模多機能型居宅介護
- (14) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (15) 看護小規模多機能型居宅介護
- (16) 介護福祉施設サービス
- (17) 介護予防短期入所生活介護
- (18) 介護予防認知症対応型通所介護
- (19) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (20) 介護予防訪問入浴介護
- (21) 介護予防訪問看護
- (22) 介護予防訪問リハビリテーション

(23) 介護予防通所リハビリテーション

(24) 介護予防短期入所療養介護

(25) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

（事業主体）

第3条 この事業の事業主体は、対象サービスを提供する社会福祉法人若しくは区市町村（以下「社会福祉法人等」という。）又はその他の介護サービス事業者（以下「他の事業者」という。）とする。

2 この要綱に基づき利用者負担額の軽減をしようとする事業者は、板橋区長（以下「区長」という。）及び東京都知事 に対して、その旨の申出を行わなければならない。

3 前項の申出は、区長に対しては、生計困難者等に対する利用者負担額軽減申出書（別記第1号様式）、東京都知事に対しては、別に都知事の定める申出書により行わなければならない。

（軽減の対象者）

第4条 軽減の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、住民税世帯非課税であって、生計が困難である者及び生活保護受給者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者（ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については対象とする。）

(2) 第2条対象サービスのうち、(1) 訪問介護、(10) 夜間対応型訪問介護及び(25)の第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）については、国の特別対策である「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」の適用を受けている者

2 前項の生計が困難である者とは、次の各号の全ての要件を満たす者であって、区長が認めた者とする。

(1) 世帯の年間収入が基準収入額（ひとり世帯の場合は、150万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額）以下であること。

(2) 世帯の預貯金等（預貯金のほか、有価証券・債券等を含む）の額が基準貯蓄額（ひとり世帯の場合は、350万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額）以下であること。

(3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

（対象となる利用者負担額）

第5条 対象となる利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）は、対象者が対象

サービスを利用する際に負担する額のうち、次に掲げる費用とする。

ただし、第2条の対象サービスのうち(3)、(8)、(14)、(16)、(17)又は(24)に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

なお、生活保護受給者については、第2条対象サービスのうち(3)、(14)、(16)及び(17)における個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(1) 介護費負担

(2) 食費負担

(3) 居住費（滞在費）負担

(4) 宿泊費負担

（軽減の程度）

第6条 軽減の程度は、利用者負担額の4分の1とする。（老齢福祉年金受給者は2分の1）ただし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

（区による助成の割合）

第7条 区は、事業者が利用者負担額を軽減した総額のうち、その2分の1を助成する。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減する社会福祉法人等については、軽減した総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担額収入に対する割合が10%を超える部分については、その全額を助成するものとする。

（高額介護サービス費等との適用関係）

第7条の2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。

2 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないことができる。

3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

（軽減の申請等）

第8条 この要綱に基づき利用者負担額の軽減を受けようとする者は、生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書（別記第2号様式）（以下「確認申請書」という。）に、収入及び預貯金等申告書（別記第3号様式）、資産及び扶養の有無に関する申告書（別記第4号様式）を添付して、区長に申請しなければならない。ただし、生活保護受給者については、収入及び預貯金等申告書、資産及び扶養の有無に関する申告書を省略できる。

2 前項の申請は被保険者証を添付して行わなければならない。

3 区長は、第1項により申請があった場合には、軽減対象者であるか否かを調査の上、決定し、その旨を申請を行った者に対して生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象決定通知書（別記第5号様式）（以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

4 区長は、第1項による申請者が、軽減対象者と認められる場合には、生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証（別記第6号様式）（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（軽減の方法）

第9条 確認証の交付を受けた者は、この要綱に基づき利用者負担額の軽減を受けようとする場合、対象サービスを受ける際に、当該事業者が第3条の申出を行った事業者であるかを確認した上で、確認証を提示しなければならない。

2 確認証の提示を受けた事業者は、確認証を提示した者に対し、確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行う。

（生活扶助基準見直しに伴う特例措置）

第10条 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条に該当する者については、第6条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

2 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条に該当する者については、第6条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

3 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条に該当する者については、第6条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とする

ともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

4 平成 30 年 10 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 4 条に該当する者については、第 6 条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

5 令和元年 10 月 1 日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 4 条に該当する者については、第 6 条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

6 令和 2 年 10 月 1 日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 4 条に該当する者については、第 6 条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については 4 分の 1（老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

（確認証の有効期間）

第 1 1 条 確認証の有効期間は、申請日の属する月の翌月の初日から毎年 7 月 31 日までとする。

（確認証の更新）

第 1 2 条 確認証の交付を受けた者は、確認証の有効期間の満了後においても引き続き確認証の交付が必要な場合は、確認証の更新の申請を行わなければならない。

2 確認証の更新の申請は、6 月末日までに確認申請書を区長に提出して行わなければならない。

（確認証の再交付）

第 1 3 条 確認証の交付を受けた者は、当該確認証を汚損し、き損し、又は紛失した場合には、減額認定証等再交付申請書（別記第 7 号様式）を区長に提出して、その再交付を受けなければならない。

2 汚損又はき損による再交付の申請は、前項の申請書に、汚損又はき損した確認証を添えて行わなければならない。

3 紛失による再交付を受けた者が、紛失した確認証を発見したときは、直ちに、発見した確認証を区長に返還しなければならない。

（届出義務）

第 1 4 条 確認証の交付を受けた者は、第 4 条の軽減対象者に該当しなくなったとき、又は確認申請書の記載事項に変更が生じたときは、14 日以内に、軽減資格変更・消

減届（別記第8号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

2 前項の届出は被保険者証を提示して行うものとする。

（確認証の返納）

第15条 確認証の交付を受けた者は、軽減対象者に該当しなくなったとき、又は確認証の有効期限に至ったときは、確認証を区長に返納しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第16条 確認証の交付を受けた者は、この要綱による軽減を受ける権利を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第17条 偽りその他不正の行為によって、第7条の規定による助成を受けたものがあるときは、区長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第18条 自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人及び他の事業者については、第7条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は、第2条から第6条まで、第7条の2、第8条及び第9条のとおりとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成15年7月7日から施行し、平成15年7月1日以降の申請から適用する。

2 削除

3 第11条の規定にかかわらず、平成15年7月に申請された確認申請書に係る確認証の有効期間開始日は、当該月の初日からとする。

4 この要綱の第5条の第1項及び第2項の規定は、平成15年7月分における軽減の対象者への対象サービスの提供から適用し、平成15年6月分までのサービス提供については、なお従前の例による。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付則

1 この一部改正は、決定の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 第11条の規定にかかわらず、平成17年4月に申請された確認申請書に係る確認証の有効期間開始日は、当該月の初日からとする。

付則

1 この一部改正は、決定の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

2 第11条の規定にかかわらず、平成17年10月に申請された確認申請書に係る確

認証の有効期間開始日は、当該月の初日からとする。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付則

1 この一部改正は、決定の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付則

1 この一部改正は、決定の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

2 生活保護受給者については、第 11 条の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月に申請された確認申請書に係る確認証の有効期間開始日は、当該月の初日からとする。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付則

1 この一部改正は、決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 3 条第 2 項の規定に関わらず、平成 28 年 3 月 31 日までに申出を行った事業者のうち、平成 28 年 4 月 1 日付で地域密着通所介護へ移行した事業所（みなし指定事業所）については、「地域密着型通所介護」での申し出があったものとし、新たな申出は不要とする。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、改正後の第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から、改正後の第 10 条の規定は平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。